

◎地域づくり基金の使途見直し（H22年度～）

- 基金条例の目的は変更しない。

「市民の意思を反映した特色のある地域づくりを図る事業の財源」

（地域づくり基金条例第1条）

- 現在の使途（下記2事業）のほかに、新たに次の使途を追加する。

★地域づくり支援事業★

「○○区の特色ある地域づくりを図るため、地域協議会が特に必要と認める政策課題の解決を目指す直営事業」

（市民協働を前提としない地域活性化に資する直営事業）

★ 活用例・・・

- ・ 将来に向けて両地域の活性化に資する産業振興施策
- ・ 特色ある地域の歴史・文化を継承するために必要となる施設整備費
- ・ 地域産業の担い手確保のために必要な住宅整備等に要する費用 など

☆現在の使途（2事業）

- ・ 「地域協働推進事業」（住民等への補助・住民と協働による直営事業）
- ・ 「経過措置事業」（旧村で行われるべきだった事業）

- 補助事業の補助率を1/2から3/4に引き上げる。

参考：地域政策補助金（道1/2・市1/4・事業者1/4）

（*ただし継続事業は除く。（さくらんぼ雨よけハウスなど））

地域づくり基金活用経過

	区 分	事 業 名	補助金額	補助率
平成18年度			2,867,000	
	経過措置	あつたの歩み	2,867,000	100%
平成19年度			125,000	
	協働補助	体育振興事業	125,000	50%
平成20年度			125,000	
	協働補助	体育振興事業	125,000	50%
平成21年度			2,705,000	
	協働補助	体育振興事業	125,000	50%
	協働補助	半自動打栓機キャッパー導入	1,497,000	50%
	協働補助	歴史文化振興事業	500,000	100%
	協働交付金	有償運送等活動支援事業	583,000	100%
21年度迄の小計			5,822,000	
平成22年度			4,500,000	
	協働交付金	森林環境整備等活動支援事業	1,500,000	100%
	協働交付金	歴史文化振興事業	3,000,000	100%
合 計			10,322,000	